

郡山市女性委員登用率について

報告事項

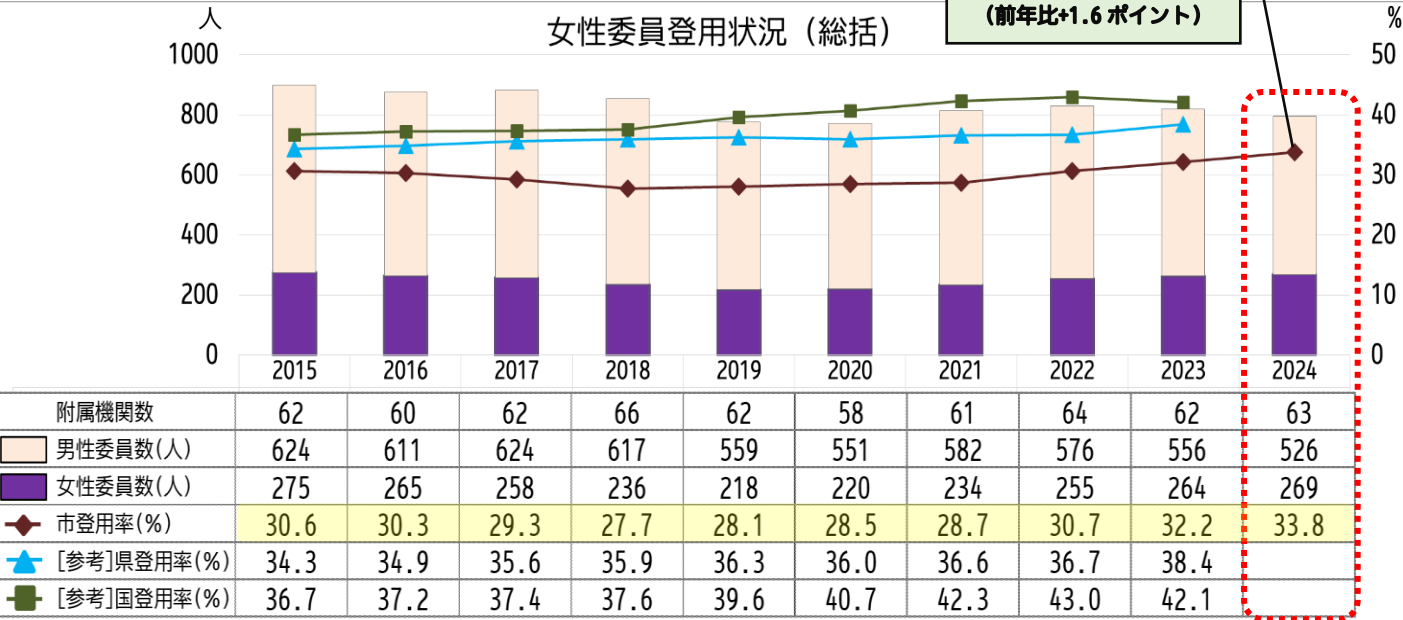
1 女性委員登用率の概要

- 基準日：令和6(2024)年4月1日時点
- 対象：(1)地方自治法第138条の4に基づく委員会(法令・条例に基づく委員会等)：57機関
- (2)地方自治法第180条の5に基づく行政委員会：6機関

計 63 機関

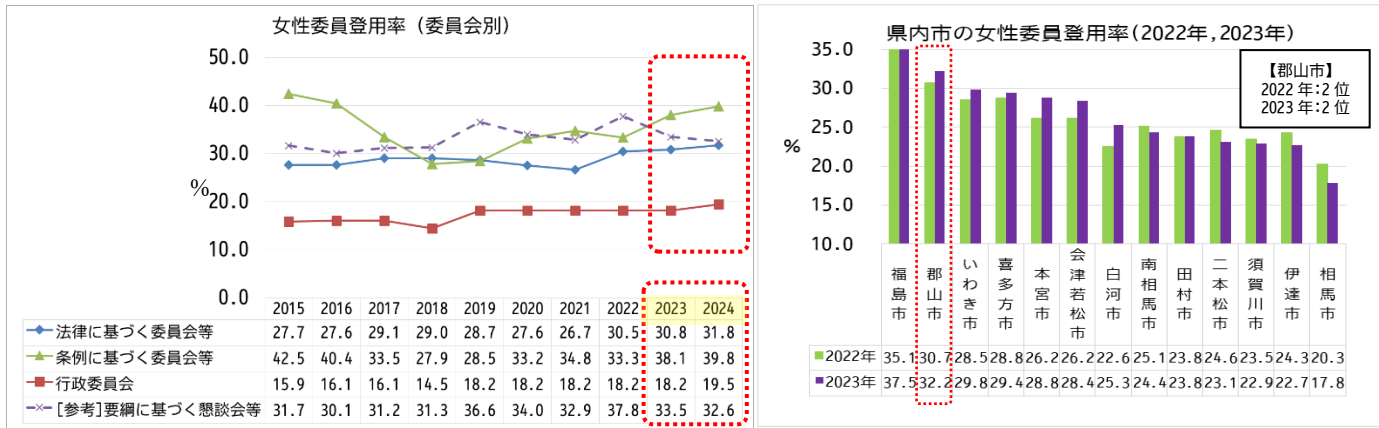


2 登用率の推移 [目標 40%]



【登用率詳細】

【参考】



登用率が1.6ポイント増加 (前年比)

- ・2015年以降3年連続で低下していたが、2019年以降は、6年連続で上昇している。
- ・条例に基づく委員会等の登用率が前年比1.7ポイント増、行政委員会の登用率が前年比1.3ポイント増となった。

3 女性委員の登用推進に向けて

女性委員の割合 40%以上の実現に向けて女性委員の登用をお願いします。(「郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」第4(5))

- (1)団体推薦を行う際、団体に対して女性の推薦を積極的に呼びかけること
 - (2)候補者の選定を行う場合は、男女それぞれの候補者の案を出して検討を行うこと
 - (3)法令の制限がない条例設置の委員会は、充て職によらず委員の資格要件を女性の登用が進む要件にすること
- ※ 後日、各部局へ依頼文を送付いたします。